平成３０年（フ）第１２３６号
大阪府茨木市新郡山１丁目４番503号
債務者　アイ・エフ・イーこと　井上　信孝
1　決定年月日時　平成30年５月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１２６５号
大阪府摂津市南千里丘６番37―321号
債務者　石田小百合
1　決定年月日時　平成30年５月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１５０６号
大阪市住吉区長居１丁目５番19号　万代ハイツ鶴ヶ丘203号
債務者　下村　準一
1　決定年月日時　平成30年５月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１５０７号
大阪市住吉区長居１丁目５番19号　万代ハイツ鶴ヶ丘203号
債務者　下村　和子
1　決定年月日時　平成30年５月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１５５７号
大阪市生野区鶴橋４丁目７番２号
債務者　渡邉　儀人
1　決定年月日時　平成30年５月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１５９６号
大阪市東淀川区淡路３丁目14番10号
債務者　塚本　義人
1　決定年月日時　平成30年５月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１６９１号
大阪市生野区勝山北１丁目16番１号　ＲＩＺＥ　ＯＮＥ　天王寺北　202号
債務者　松浦　和也
1　決定年月日時　平成30年５月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１７００号
大阪府守口市藤田町３丁目23番２―102号
債務者　出麹　吉孝
1　決定年月日時　平成30年５月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１７０６号
大阪府寝屋川市池田新町１番22―207号、前住所大阪府寝屋川市池田１丁目７番４号
債務者　平野　喜孝
1　決定年月日時　平成30年５月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１７５９号
大阪府高槻市深沢町２丁目２番８―108号
債務者　大熊美由起
1　決定年月日時　平成30年５月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１８１２号
大阪市東住吉区湯里２丁目19番25号　富士マンション　34号、前住所大阪市東住吉区鷹合４丁目３番12号　ウィル鷹合　301号
債務者　野崎由喜子
1　決定年月日時　平成30年５月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１８５１号
大阪市淀川区野中南２丁目６番４号　センチュリーマンション　102号
債務者　内海まり子
1　決定年月日時　平成30年５月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１８５５号
大阪府高槻市津之江町３丁目35番12―204号
債務者　杉本　明子
1　決定年月日時　平成30年５月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１８６５号
大阪府東大阪市下六万寺町３丁目１番39号
ケープロフト　202号
債務者　鹿谷　豊宏
1　決定年月日時　平成30年５月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第４号
岩手県上閉伊郡大槌町吉里吉里４丁目４番11号
債務者　中村　美咲
1　決定年月日時　平成30年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成３０年（フ）第６号
岩手県釜石市上中島町４丁目６番５号、住民票上の住所岩手県釜石市小川町１丁目８番46号
債務者　佐々木理恵（旧姓黒澤）
1　決定年月日時　平成30年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成３０年（フ）第９号
岩手県釜石市只越町３丁目７番９号　ロイヤルハイツ202
債務者　小松理恵子
1　決定年月日時　平成30年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係